

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1)地域の災害リスク

串本町は和歌山県の最南端に位置し、南海トラフ地震による被害が懸念される地域である。また、台風の常襲地帯でもあり、気候変動の影響により災害リスクは年々高まっている。このような状況下で、地域の小規模事業者の事業継続力を強化することは喫緊の課題となっている。

(地震・津波)

地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価には、南海トラフ沿いの地域においては、マグニチュード8～9クラスの地震が、今後30年以内に発生する確率は70%～80%（令和6年1月1日）とされており、昭和東南海・昭和南海地震の発生から既に70年以上が経過していることから切迫性が高い状態である。

また、小規模事業者が集中する串本町串本の中心地は震度6以上の揺れが予測され、串本町津波ハザードマップによると最大10mの浸水深となっており、長期間に渡り小規模事業者に多大な影響を与えると考えられる。

当町は海岸部に沿って東西25kmにわたり広がっており、堤防などのハード面で被害を防ぐことはほぼ不可能であり、揺れたら即座に避難するなどソフト面の強化が喫緊の課題となっている。

(洪水)

串本町地域防災計画によると、串本町の河川は、町域北側の古座川町に水源を持つ二級河川古座川をはじめ、北から南に流下する二級河川が多数存在する。古座川の流域面積は356k㎡、流路延長は56kmである。古座川流域は、年間雨量3,500mm、最大日雨量400mmという和歌山県の最多雨地帯で、ダムができるまで度々洪水による被害を受けていた。

現在の古座川においては、流域の上流部においてダムによる洪水流出量の調節や下流河道の改修工事が進んでおり、近年では、外水氾濫等による洪水被害は、格段に緩和されるようになっている。

しかしながら、大雨が降り本川の水位上昇に伴って、支川の水が排水されずに逆流現象が生じ、行き場を失った水が堤内地で溢れてしまう内水氾濫や低平地部における局地的な浸水被害は、今なお発生している状況である。

記憶に新しいところでは、平成23年9月4日（台風12号）の集中豪雨による古座川氾濫があり、古座地域では小規模事業者の店舗や自宅が多数水没し、甚大な被害を受けた。河川がある地域では大きな被害をもたらす可能性がある。

(土砂災害)

串本町地域防災計画によると、山地は斜面勾配が急峻で、土砂災害に対する危険性は一般に高い。特に集落の立地する段丘面や谷底平野などの平坦面の背後斜面において危険性が高く、注意が必要である。

今後、警戒雨量等を設定し土砂災害時における警戒避難体制の確立が望まれる。

(感染症)

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の経営持続性が脅かされる事態が生じている。また、新たな感染症の発生リスクも高まっており、感染症対策は事業継続上の重要な課題となっている。

(その他)

当町は古来より海溝型地震が定期的に起きると共に、台風の襲来が極めて多い地域の一つでもある。個々人の日頃の備えと迅速な避難が人的被害を防ぐには不可欠であるが、物的被害を防ぐことは大変難しい状況にある。

(2)商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 810人
- ・ 小規模事業者数 738人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）	
商 工 業 者	建設業	88	87	町内に広く分散している
	製造業	39	37	町内に広く分散している
	卸小売業	248	209	町内に広く分散している
	飲食業・宿泊業	124	116	町内に広く分散している
	サービス業	234	220	町内に広く分散している
	その他	77	69	町内に広く分散している

(3)これまでの取組

前計画期間（令和2年度～6年度）において、当会では小規模事業者の事業継続力強化に向けて様々な取組を実施してきた。しかし、事業者の関心度や支援体制の課題から、当初目標を達成することができなかった状況にある。

①当町の取組(令和6年10月31日時点)

項目	年月	備考
防災計画の策定	平成21年3月	令和5年3月改訂
防災訓練の実施	令和5年度	令和5年11月5日 町内一斉津波避難訓練実施
防災備品の備蓄		南海トラフ地震想定避難所避難者数の1日分備蓄食料 ・町・個人・県（計3日分） ・水、アルファ化米等
防災啓発講座の開催	令和5年度	年間9回336名が参加

②当会の取組

項目	年月	備考
災害発生時の被害状況調査を行い、町、県との情報共有を行う		
県火災共済協同組合と連携した損害保険へ		毎月1回程度担当者と巡回

の加入促進		
防災備品の備蓄		スコープ、懐中電灯、水 (PET ボトル) 等
指定避難箇所への経路確認と避難訓練の実施	R6 年 8 月	
職員間・非常時連絡用のグループラインの設定	R6 年 8 月	

2 課題

前計画期間における取組の分析と令和 4 年 10 月 13 日に実施した和歌山県商工会連合会との課題抽出研修会の結果等を踏まえ、以下の課題が明確になった。

(1) 支援体制における課題

① 組織体制・連携に関する課題

- 緊急時における串本町と串本町商工会との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない
- 協力体制の重要性は認識しているものの、具体的な体制やマニュアルの整備には至っていない
- 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援を行う際の場所が確保できていない

② 人材・ノウハウに関する課題

- 商工会において、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足
- 平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分でない
- 保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員が不在

③ 実施内容に関する課題

- 緊急時の取組が漠然としており、発災時の具体的な行動計画が不明確
- 実践的な訓練や定期的な計画の見直しが実施できていない

(2) これまでの対応状況

① 課題抽出と対策検討

- 令和 4 年 10 月 13 日、串本町商工会課題管理表をもとに研修会を実施
- 和歌山県商工会連合会と串本町商工会職員で、現状課題の抽出、放置することによる影響、事前に打つべき対策及び解決区分と担当者を決定

② 連携体制の構築

- 令和 6 年 7 月 23 日、会員損害保険事務所を通じ親会社の保険事務所職員を講師に招聘
- BCP 保険の会員事業所への進め方について保険会社との協力体制を構築

(3)新計画期間に向けた課題解決の方向性

これらの課題に対し、以下の方向性で解決を図る。

①体制整備

- 串本町との具体的な協力体制の構築と実施手順の明確化
- 応急対策時の支援場所の確保と体制の整備
- 関係機関との連携強化と役割分担の明確化

②人材育成

- ノウハウ蓄積
- 経営指導員等の研修参加による知識習得
- 保険会社等との連携による支援ノウハウの蓄積
- 支援事例の共有による組織的な対応力向上

③具体的行動計画の策定

- 緊急時の行動計画の明確化
- 定期的な訓練と計画見直しの実施
- 支援ノウハウの文書化とマニュアル整備

これらの方向性に基づき、新計画期間における具体的な実施事項を設定する。

3 目標

地域の実情と支援体制を考慮し、以下の目標を設定する。

○成果目標

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	合計
事業継続力強化計画策定事業者数	5	5	5	5	5	25
啓発者数(計画策定、災害リスク周知)	629	610	592	574	557	2,962
フォローアップ事業者数	5	5	5	5	5	25
事業者数(経済センサス)	810					-

○実施目標

項目	目的	目標
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させる	セミナー開催 年1回
小規模事業者の事業継続力の獲得と向上	地区内小規模事業者の事業継続力の獲得	職員派遣、専門家派遣のあっせん 年8事業者

	と向上に向け、訓練や事業継続力強化計画の作成や見直しを支援		
情報連絡体制の整備	当会と当町との間に発災時における連絡を円滑に行える体制を整備	当会と当町の担当者会議を開催するなど、発災時の連絡方法や連絡時期を確認	年1回
連携体制の推進	当会と当町との間で、発災後速やかな復興支援が行えるよう、復興支援に向けた情報共有や連携した支援体制を整備	当会と当町の担当者会議を開催し、発災後の情報共有方法や復興支援関係者会議の開催時期、復興支援内容等を確認	年1回
保険・共済に対する助言	保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の育成	損保会社や火災共済等と共同で巡回指導(OJT)	年2回 延8件
経営特別相談会の活用	事業継続力強化計画策定の促進	毎月第一木曜日の経営特別相談会に東京海上日動火災保険株式会社のブースを設置	年2回

各目標の実施にあたっては

- 業種別の特性を考慮した支援の実施
- エキスパートバンク等の専門家派遣制度の活用
- 東京海上日動火災保険株式会社との連携
- 経営特別相談会の効果的な活用

を通じて、効果的な支援の実現を図る。

4 その他

5 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

6 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1)事前の対策

発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるように事前の対策を強化する。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

事業者への効果的な周知を実現するため、以下の取組を複合的に実施する。

・巡回経営指導時の対面での周知活動

- ハザードマップ等を用いた事業所立地場所の自然災害等のリスク説明
- その影響を軽減するための取組や対策の提案
- 事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等についての説明
- 感染症対策として、予防接種の推奨や手洗いの徹底等の基本的対策の説明
- 事業継続に向けた対応方針の策定支援
- 火災共済保険の案内時に併せた事業継続力強化の必要性の説明
- 取引先が被災した際の商品納入滞りのリスクの具体的説明
- 和歌山県主催の啓発イベントへの参加促進

・情報発信ツールの活用

- 商工会報や町広報、ホームページ等での情報発信
- 国の施策の紹介
- リスク対策の必要性の解説
- 損害保険・共済の概要説明
- 事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介
- 感染症に関する予防対応や支援施策の情報提供

・計画策定支援

- 事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定支援
- 実効性のある取組の推進
- 効果的な訓練等についての指導及び助言
- 感染症を想定した事業継続計画の策定支援
- 感染症拡大時に備えた衛生品の備蓄計画策定支援

・普及啓発活動

- 事業継続の取組に関する専門家を招いたセミナーの開催
- 行政の施策の紹介

- 役員会等の人が集まる会合における損害保険・共済に関する説明
- 感染症対策に関するセミナーや相談会の実施

なお、啓発活動においては、SNS や HP だけでは十分な浸透が期待できないことから経営指導員等による巡回指導時に、ハザードマップ等の資料を活用した対面での広報活動を重点的に実施する。

②商工会自身の事業継続計画の作成

令和3年3月作成済。

作成した事業継続計画については、以下のPDCAサイクルで定期的な見直しを実施する。

- 年1回以上の見直し機会の設定
- 訓練結果を踏まえた実効性の検証
- 新たな災害リスクや感染症リスクへの対応の反映
- 電源確保や通信手段の多重化等、必要なインフラ整備の検討

③関係団体等との連携

- 特定非営利活動法人事業継続推進機構や和歌山県が包括連携協定を結ぶ損保会社、和歌山県火災共済協同組合等に講師の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを広域地域エリアの商工会と共同して実施。
- 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を依頼。
- 連携している損保会社や火災共済等と共同して巡回指導を行い、保険・共済に対する助言を行うことができる商工会職員をOJTで育成する。

④フォローアップ

- 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- 串本町防災担当部局・商工担当部局と串本町商工会とで、本計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年1回以上設ける
- 当会、当町の担当者会議を開催し、状況確認や改善点等について協議
- 感染症の流行状況に応じた事業継続計画の見直しや対策の強化支援

⑤当該計画に係る訓練の実施

自然災害（大規模地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（年1回の情報連絡体制・連携体制担当者会議に合わせて実施）

(2)発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

- SNS等を利用した安否確認

- 業務従事の可否
- 大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有

② 応急対策の方針決定

当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（台風・豪雨における例）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨や暴風等の状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

<p>大規模な被害がある</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
<p>被害がある</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
<p>ほぼ被害はない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。
<p>感染症の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内で感染症が発生した場合は、職員の体調確認を徹底し、事務所内の消毒やマスク着用等の感染対策を実施する。 ・ 感染症緊急事態宣言が発出された場合は、感染拡大防止の観点から、必要に応じて事務所の出勤体制を縮小する。 ・ 職員に感染者が発生した場合は、濃厚接触者の特定・出勤停止を行い、必要に応じて事務所の一時閉鎖等を行う。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

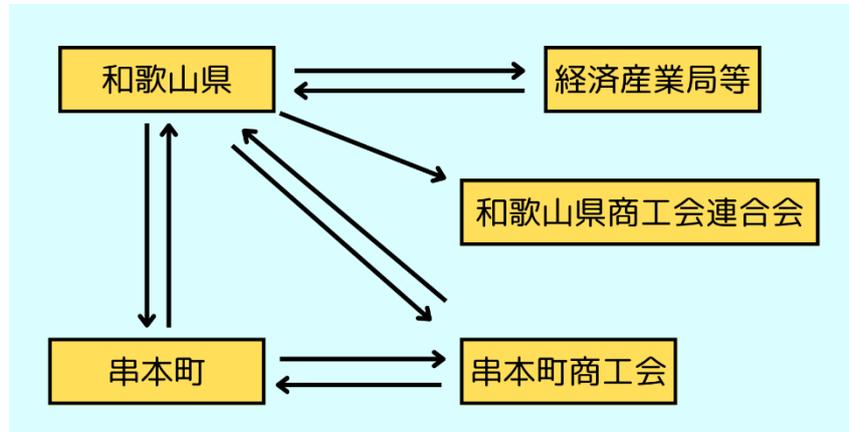
<p>発災後～1週間</p>	<p>1日に1回共有する</p>
<p>1週間～2週間</p>	<p>1日に1回共有する</p>
<p>2週間～1ヶ月</p>	<p>1日に1回共有する</p>
<p>1ヶ月以降</p>	<p>2日に1回共有する</p>

③ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑

に行うことができる仕組みを構築する。

- 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 当会と当町が共有した情報を、和歌山県地域防災計画に基づき報告する他、県の指定する方法にて当会より県へ報告する。



④ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- 相談窓口の開設方法について、町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。必要な場合には串本町役場の一角を借用して実施する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

⑤ 地区内小規模事業者に対する復興支援

- 町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 稼働できる会員事業所をチェック
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や和歌山県商工会連合会に相談する。

⑥ その他

- 本計画は、商工会及び町のHP及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- 本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県商工振興課へ報告する。

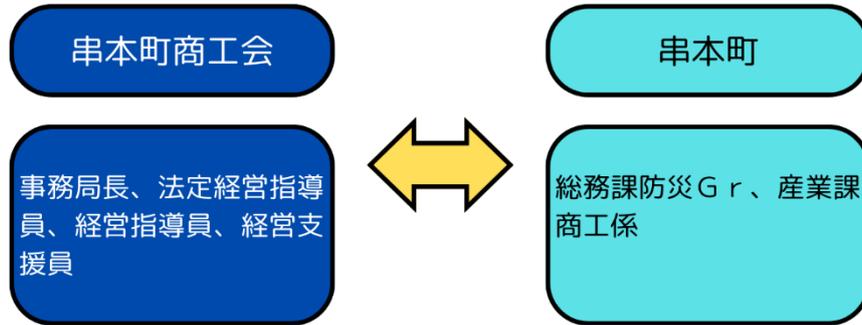
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

1 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- (1) 当該経営指導員の氏名、連絡先
経営指導員 上松 也泰（連絡先は下記3（1）参照）
- (2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
 - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

3 商工会／関係市町村連絡先

- (1) 商工会／商工会議所
串本町商工会 経営支援課
〒649-3503 和歌山県東牟婁郡串本町串本 2410
TEL：0735-62-0044 / FAX：0735-62-1285
E-mail：kusimoto@w-shokokai.or.jp
- (2) 関係市町村
串本町 産業課
〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台 690 番地 5
TEL：0735-62-0557 / FAX：0735-62-6970
E-mail：sangyou@town.kushimoto.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
・セミナー開催費	200	200	200	200	200
・パンフ、チラシ作製費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、串本町補助金、和歌山県小規模事業経営支援事業費補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。